

**「ふくしまから実現するドローン社会実装推進事業支援業務」
におけるドローン実証推進業務 仕様書**

1 事業目的

本事業は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、「甲」という。）が福島県から受託し実施している「ふくしまから実現するドローン社会実装推進事業支援業務」において実施するドローン実証推進業務を実施するものである。この仕様書は、甲が委託をして受託者（以下、「乙」という。）が行う業務の内容と要領を定める。

2 委託事業名

「ふくしまから実現するドローン社会実装推進事業支援業務」におけるドローン実証推進業務

3 業務内容

下記の業務 1，業務 2 のいずれか一つを選定すること。

業務 1 ドローン実証推進業務（1 事業者）

(1) 社会実装を見据えたユースケース（事業モデル）の創出

ア 社会実装を見据えたドローンのユースケースに関する実証業務の実績を創出すること。

イ 実証試験の実施にあたっては、社会実装時の実サービスを想定し、事業コストや事業化の課題（技術的な課題だけでなく、地域特有の課題など）を明らかにすること。

ウ 実証地域及び実証試験の実施場所（以下「実証地域等」という。）は、甲乙及び関係自治体、その他関係団体（以下「関係自治体等」という。）と協議の上、地域住民の理解を得たうえで決定すること。

エ 実証地域等におけるドローンの飛行計画は、甲乙及び、関係自治体等と協議の上、決定すること。

オ 実証地域等及び飛行計画の決定にあたっては、あらかじめ実証地域等の地形状況や電波状況等に問題がないことを確認すること。調査の結果、電波状況が不良であったり、その他調査事項に懸念等があれば、対策を講じるか、別の実証地域等又は飛行計画を検討すること。

カ 事業遂行にあたり、ドローンの安全運航に必要な安全管理体制を構築すること。

(2) 実証試験にあたっての準備

ア 実証地域等の自治体、事業者との連絡調整及び地元住民や地元事業者等への説明を実施し、実証試験の理解醸成に努めること。

イ 航空法や電波法等、実証試験にあたり必要となる関係法令の許認可等の手続きを適切に行うこと。下記を例に、国などが公表している各種ガイドラインを遵守した内容にすること。

（例）

- ・ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン（国土交通省）
- ・ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン（厚生労働省）

- ウ 実証試験に必要な資機材、サービス等を開発もしくは調達すること。
- エ 実証試験で生じた第三者への損害を補填するため、賠償責任保険に加入すること。
- (3) 実サービスを想定した実証試験の実施
 - ア 実証試験にあたっては実証地域等で実際に運用されるサービスを想定し、適切な安全対策を講じること。
 - イ 実証試験期間については、将来の定期運航を想定し、課題抽出等を可能とするため、以下のとおりとする。
 - 1 件あたり 5 日程度（実証の期間は、サービスの実施期間を指し、調整等の期間はこの期間に含まない。）実証試験を行う。
 - ※天候等やむを得ない事情により上記日数を達成できない場合については、この限りではない。
 - なお、具体的な実証の期間・回数の配分については、甲と協議の上、決定する。
- ウ 実証試験は公開とし、実証に関係する住民や県内事業者等が見学できるよう配慮すること。あわせて、報道関係者の見学も可能とすること。
- (4) 実証試験の評価
 - ア 実証試験の成果の検証、社会実装に向けた課題の整理、経済的・社会的な効果の検証、受け入れられる価格設定や事業採算性などについて評価すること。
 - イ 地元住民や地元事業者等からの反応・反響についてまとめること。
- (5) 提案にあたっての留意事項
 - 過年度の成果報告書を参照し、成果・課題等を踏まえた上で、更なる深化に繋がるような実証モデルとすること。

業務 2 南会津町ドローン実証業務（1 事業者）

- (1) 社会実装を見据えたドローン活用事業モデルの実証
 - ア 南会津町においてドローンを活用した物流などの事業に関する実証試験を実施すること。
 - イ 事業モデルの実証にあたっては、社会実装時の実サービスを想定し、事業コストや事業化の課題（技術的な課題だけでなく、地域特有の課題など）を明らかにすること。
 - ウ 本業務の実施にあたっては、寒冷地テストフィールド（旧檜沢中学校周辺）などを活用し、低温環境や降雪環境におけるドローンの動作安定性等の課題や対策方法などを取りまとめること。
 - エ ドローンの飛行計画を作成し、関係自治体等と協議の上、決定すること。
 - オ 飛行計画の決定にあたって、乙はあらかじめ旧檜沢中学校周辺の地形状況や電波状況その他飛行に際し必要となる調査を実施すること。調査の結果、電波状況が不良であったり、その他調査事項に懸念等があれば、対策を講じるか、別の飛行計画を検討すること。
- (2) 実証試験にあたっての準備
 - ア 実施場所周辺の関係自治体、事業者との連絡調整及び地元住民や地元事業者等への説明を実施し、実証試験の理解醸成に努めること。
 - イ 航空法や電波法等、実証試験にあたり必要となる関係法令の許認可等の手続きを適切に行うこと。

ウ 実証試験に必要な資機材、サービス等を開発もしくは調達すること。

エ 実証試験で生じた第三者への損害を補填するため、賠償責任保険に加入すること。

(3) 実サービスを想定した実証試験の実施

ア 実証試験にあたってはその地域で実際に運用されるサービスを想定し、適切な安全対策を講じること。

イ 実証試験期間については、将来の定期運航を想定し、課題抽出等を可能とするため、以下のとおりとする。

1 件あたり 5 日程度（実証試験の期間は、サービスの実施期間を指し、調整等の期間は この期間に含まない。）実証試験を行う。

※天候等やむを得ない事情により上記日数を達成できない場合についてはこの限りではない。

なお、具体的な実証試験の期間・回数の配分については、甲と協議の上、決定することとし、冬季（12月～1月とする）及び冬季以外で少なくとも1回ずつ実証試験を実施すること。実施日については関係自治体等と協議の上、決定する。

ウ 実証試験は公開とし、多くの住民や県内事業者等が見学できるよう配慮すること。あわせて、報道関係者の見学も可能とすること。

(4) 実証試験の評価

ア 実証試験を踏まえ、社会実装時の持続可能性、採算性や課題について評価すること。

イ 低温環境や降雪環境におけるドローンの動作安定性について評価し、課題を検討すること。

ウ 地元住民や地元事業者等からの反応・反響についてまとめること。

(5) 提案にあたっての留意事項

過年度の成果報告書を参照し、成果・課題等を踏まえた上で、更なる深化に繋がるような実証モデルとすること。

成果発表会（業務1，2共通）

(1) 県民、事業者（県外も含む）、報道関係者等に向けた本業務の成果発表会に参加すること。具体的な実施日については甲乙協議して定める。

(2) 本業務の委託業者すべてが現地対面で参加することとし、当該業務の成果（業務内容、評価結果等）を発表するものとする。発表順等の当日スケジュールについては甲乙協議して定める。

(3) 発表資料については事前に pptx 形式にて甲に提供すること。また、発表資料について甲から指示があった場合は協議の上、修正等の対応をすること。

4 実施期間

契約日から令和8年3月20日

5 納品成果物

成果報告書 紙媒体1部、電子データ（USBメモリ等）

以上